

## 1 市町村の消防広域化について

### (1) 背景

消防は市町村がその任に当たるという現在の市町村消防の制度は、昭和23年(1948年)施行の消防組織法とともに始まりました。以来、市町村消防は、地域の安心・安全に大きな役割を果たしています。

近年、豪雨や倉庫火災などにみられる災害の大規模化、NBC災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)を含む災害の多様化により、消防が担う役割は高度・専門化していく傾向にあります。

また、政府の地震調査委員会では、今後30年間でマグニチュード7クラスの地震が70%の確率で発生するとの見解を示しており、大規模地震への対応は切迫感を増しています。

一方、地域住民の高齢化により救急を中心に出動要請が年々増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、市町村消防の体制について検討する必要性が高まっています。



東日本大震災での救助活動



国民保護訓練でのNBC災害の除染

### (2) 消防広域化とは

消防広域化は、消防組織法第31条で「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義されています。さらに、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。」とされています。

消防広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合や広域連合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合における消防事務の追加、単独で消防事務を実施する他市町村への事務委託が考えられます。

なお、消防団については、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」第一、2において消防広域化の対象とされていません。

### (3) 消防広域化によって期待される効果

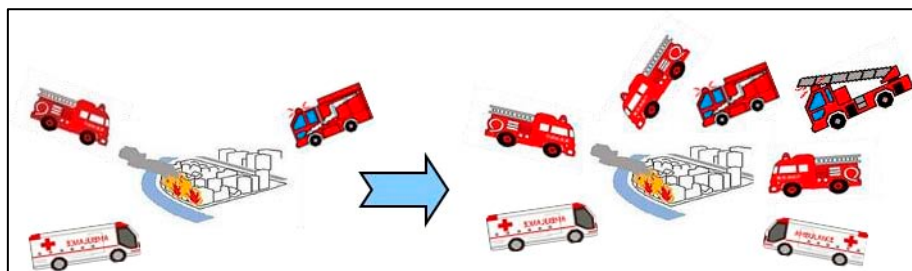
消防広域化により、次のような効果が期待されます。

#### ○ 災害発生時における初動体制の強化

火災が発生した時は、できるだけ多くの消防隊員と車両が迅速に現場へ到着し、一気呵成に消火活動を実施することが重要です。消防広域化によって、消防本部の隊員数及び車両台数が増えると、119番通報を受けてすぐに、多くの隊を投入することができるようになります。これにより、早期に消火でき、近隣家屋等への延焼を防ぐことができます。

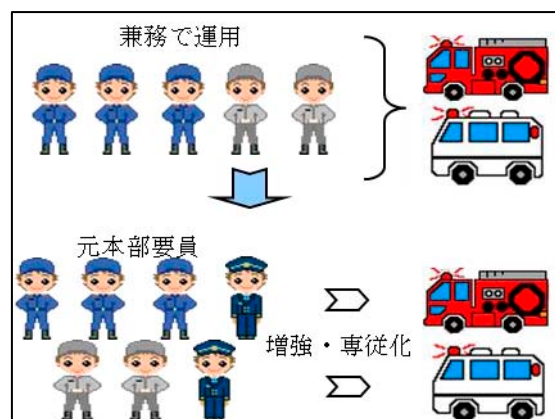
#### ○ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

市町村境界をまたぐ災害が発生した時、各市町村の消防本部がそれぞれに活動するより、消防広域化によって統合した組織のひとつの指揮命令下で部隊を運用する方が、効果的に対応することができます。



#### ○ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防広域化を行うと総務管理部門が統合され、指令も一元的に運用されることとなります。これにより、本部機能に係る職員体制がスリム化され、その分を現場へ配置転換することができるようになるため、活動隊の増隊や隊員の専従化が可能となります。



### ○ 予防業務や救急業務の高度化及び専門化

消防の業務のうち、防火対象物の査察や火災原因調査といった予防業務は専門性が高いため、専任職員を育成し、高い専門性を身に付けさせることが必要です。また、救急業務は、高度な専門性を持った救急救命士の育成が求められています。

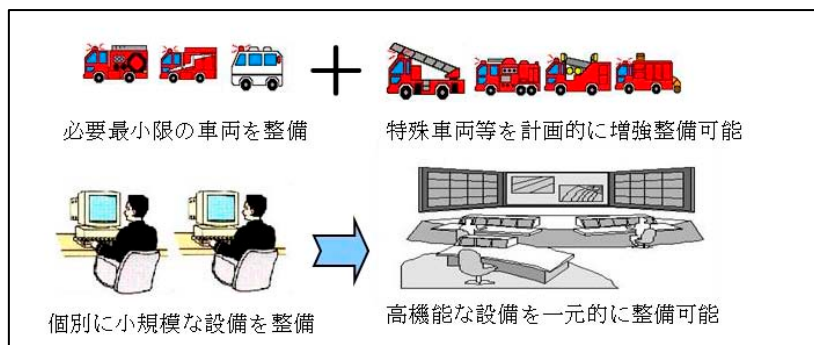
しかし、職員の少ない消防本部では、専任職員を育成、配置することが難しいのが実情です。

消防広域化によって人員に余裕が生まれると、こうした専任職員を配置し、育成することが可能となります。



### ○ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

多岐に渡る災害に対応するためには、はしご車などの特殊車両の整備が必要です。特殊車両は高額であるため、小規模な消防本部では一般的に購入及び維持するための予算確保は厳しい面がありますが、消防広域化により財政規模が大きくなることで、高額な車両や資機材を導入しやすくなります。



### ○ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

消防本部の管轄区域内において、どの署所からも遠隔地になってしまう、いわゆる空白地区があっても、財政規模や職員数などを考慮すると容易に署所を増やすことはできません。一方で、管轄区域境に近隣消防本部の消防署所が立地していることがあります。

消防広域化によって管轄区域が広がることで、より広域的な視点で署所の配置が可能になり、現場到着時間の短縮に繋がります。

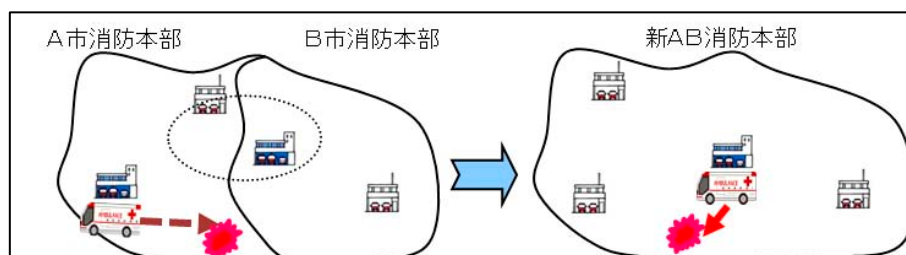
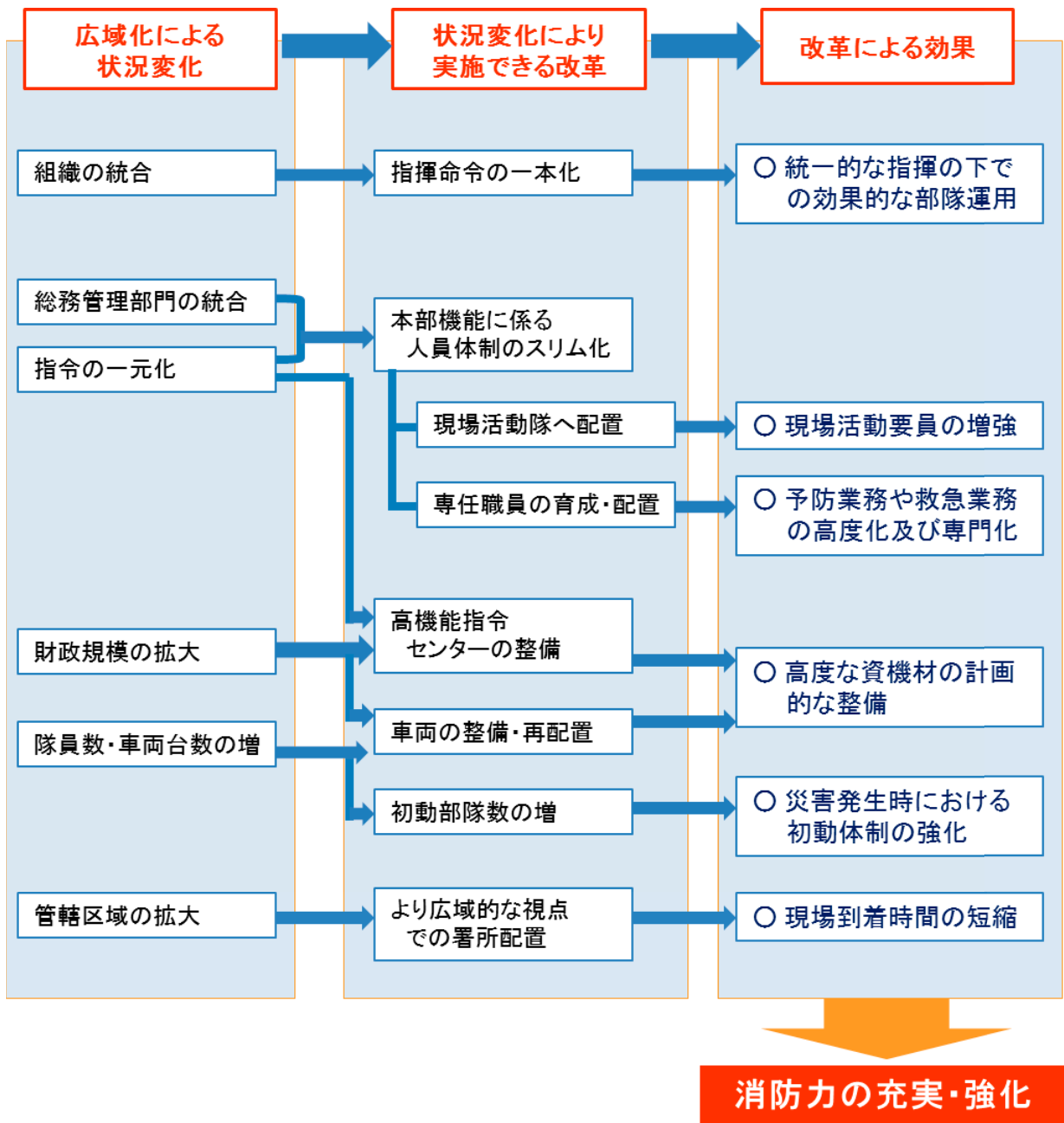


図1 消防広域化により期待される効果のイメージ



#### (4) 市町村の消防広域化に関する国の動向

##### ①消防組織法の改正

国は、平成18年(2006年)4月に消防組織法を改正し、消防本部の規模を大きくすることにより消防体制の一層の充実強化と高度化を図る、消防の広域化を推進することとしました。さらに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を定め、消防広域化の推進に当たり、都道府県において消防広域化推進計画を策定することとしました。その後、平成25年(2013年)に基本指針を改定し、推進計画の期限を平成30年(2018年)4月1日に延長しました。

##### ②「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(「基本指針」)の改正

国は、平成30年(2018年)4月1日に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正しました。

指針では、消防を取り巻く現状認識を「人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。」としています。

また、消防広域化の推進のため、市町村に、自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えることを求めています。

都道府県には、この分析を生かしながら積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論し、推進計画を再策定する必要があるとしています。

さらに、平成30年度(2018年度)1年間を都道府県による計画見直しの期間とし、さらに5年後の平成36年(2024年)4月1日を計画の推進期限としています。

#### 【基本指針の主な内容】

##### ・広域化対象市町村の組合せ

市町村の消防の広域化の規模は、「全県一区」での広域化が理想的な消防本部のあり方ともいえるが、これから求められる消防力、組織体制、財政規模などを考えると、管轄人口30万人以上の規模を目標とすることが適当であるとしています。

その上で、まずはおおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定め、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定める、としています。

##### ・消防広域化重点地域の指定

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいとしています。

(1) 特定小規模消防本部 (消防吏員数が50人未満の消防本部)

(2) 非常備市町村

(3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、県内には(1)特定小規模消防本部、(2)非常備市町村のいずれもありません。

・ 消防力カード

市町村は、消防力カードを活用して、自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し今後のあるべき姿を考え、都道府県が推進計画を再策定する際には、この消防力カードを参考にすることを求めています。

・ 計画の再策定

都道府県は、推進計画の再策定に当たって、広域化の具体的な効果を、住民、議会等に分かりやすく説明し、また、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めるべきとしています。

(5) 市町村の消防広域化に関する埼玉県の実績

①埼玉県消防広域化推進計画（当初計画）の策定

平成18年（2006年）6月の消防組織法改正、7月の市町村の消防の広域化に関する基本方針を受け、平成19年（2007年）6月に埼玉県消防広域化推進委員会を設置し、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画（以下「当初計画」という。）を策定しました。

当初計画では、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを活かせる規模の管轄面積と人口を有する消防本部を構築する必要から、その基準を政令指定都市（管内人口50万人）の規模としました。

その上で、市町村の意向や地理的特性や歴史・生活圏等に留意して、県内を7つのブロックに区分けし、広域化することを目標としました。

併せて、ブロック単位での指令業務共同運用についても検討していくこととしました。

当初計画の推進期限は、国の指針を受け、平成25年（2013年）4月1日としました。

その後、国の指針改正に合わせ、推進期限を平成30年（2018年）4月1日まで延長するとともに、人口10万人未満の小規模消防本部の広域化に重点化することとしました。

②市町村説明会等の開催

当初計画策定後、各消防本部消防長との意見交換会、市町村事務担当者への説明会を実施した後、ブロックごとに連絡会議を開催しました。

この連絡会議を契機に、2つのブロックで消防広域化協議会が設立され、消防広域化へとつながりました。その後、さらに2つの地域で消防広域化への動きが生まれ、県では、これらの地域を重点化地域に指定し、消防広域化協議会開催に係る経費の一部を補助する制度を新設するとともに、国の財政支援を受けられるようにしました。この結果、1地域で消防広域化を実現しました。

また、小規模消防本部とそれに近接する消防本部に働きかけて広域化勉強会を開催し、消防広域化のメリットや広域化を実施する上での課題を検討し、報告書に取りまとめました。

平成28年度（2016年度）：坂戸・鶴ヶ島消防本部、西入間広域組合消防本部

平成29年度（2017年度）：川口市消防局、蕨市消防本部、戸田市消防本部

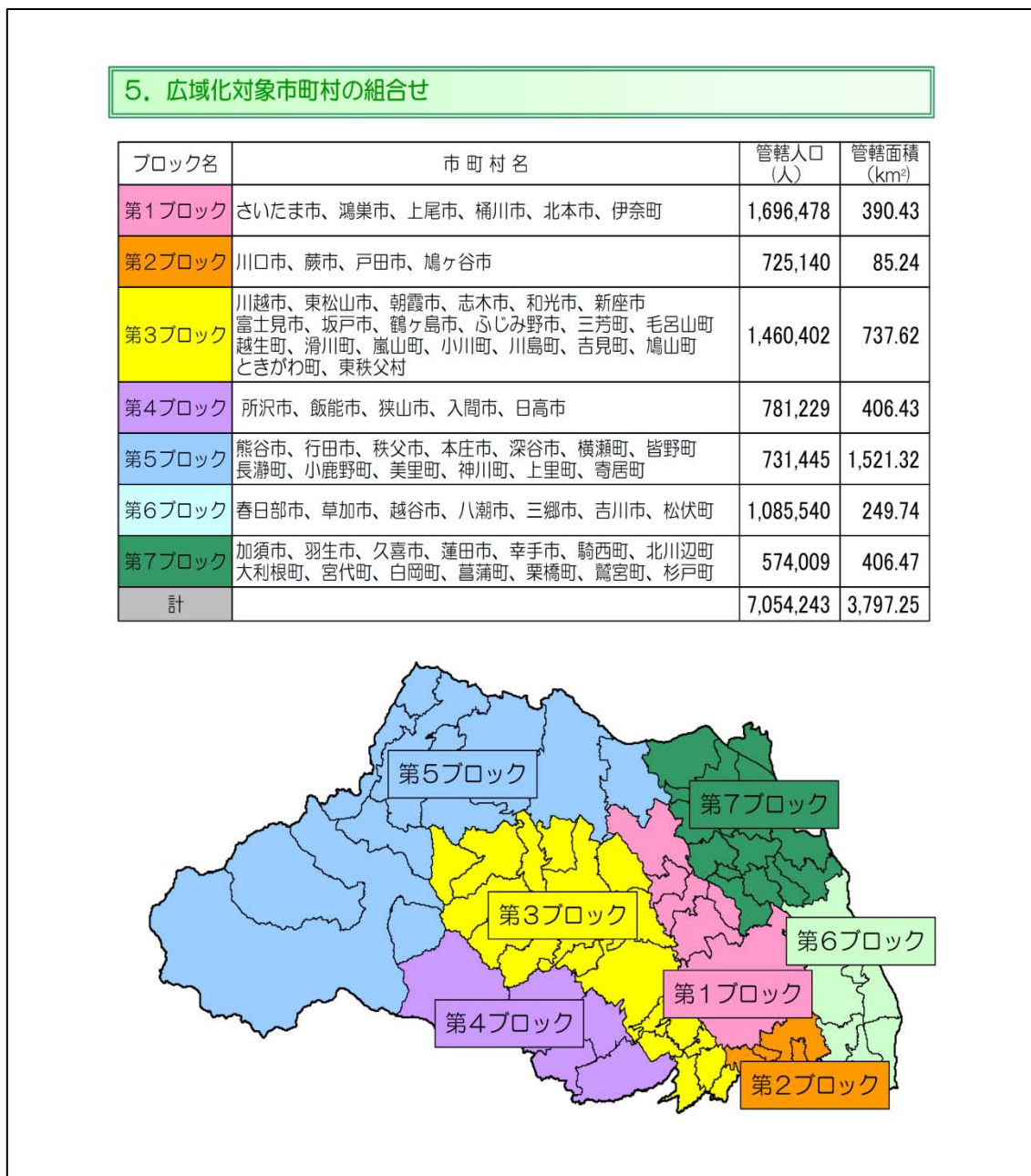
③職員派遣の実施

消防広域化をめざす市町村等が、法定又は任意の広域化協議会等を開催する際、県職員が委員として参加して課題について共に検討し、他県の情報や国の動向等消防広域化に関する情報提供、消防広域化重点地域の指定に向けた助言などを行いました。

④消防広域化に関する広報・啓発

埼玉県における消防広域化の進捗状況を県ホームページに掲載しました。

図2 当初計画が示した広域化対象市町村の組合せ



出典：埼玉県消防広域化推進計画（平成20年（2008年）3月）

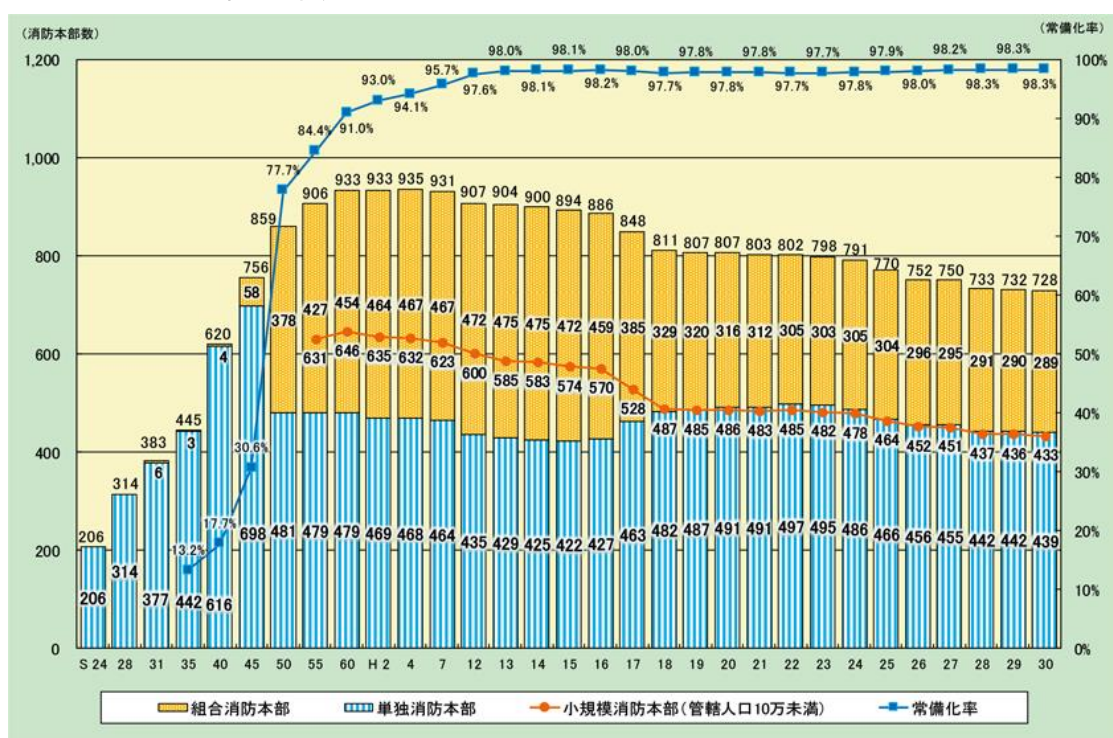


## (6) 消防本部数の推移

### ①全国の状況

昭和23年(1948年)3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持され、消防本部及び消防署の設置が進められてきました。全国の消防本部数は206本部からはじまり、平成3年(1991年)に過去最多の936本部まで増加しましたが、平成6年(1994年)以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成30年(2018年)4月1日現在で728本部となっています。このうち、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部は433本部で全体の約60%を占めています。

図3 全国の消防本部数



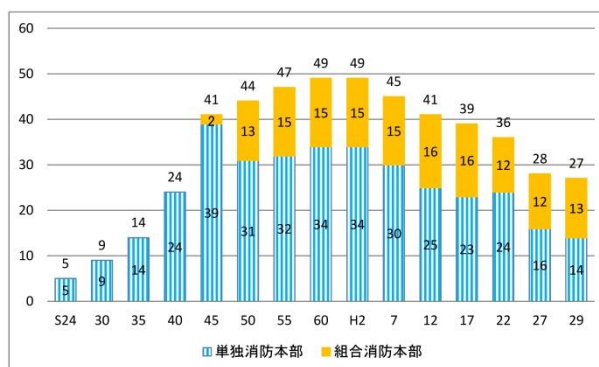
出典：平成30年消防白書

### ②埼玉県の状況

埼玉県の消防本部数は、5本部からはじまり、最も多かった平成2年(1990年)で49本部まで増加しました。

その後、市町村合併や消防広域化の進展により減少し、現在27本部となっています。

図4 埼玉県の消防本部数



## (7) 消防広域化に対する懸念

国では、消防広域化の阻害要因となりうる懸念とそれに対する考え方を示しています。

### ① 広域化に伴う消防力の配置替え

**懸念** 規模が異なる消防本部が広域化を検討する場合、大きな本部にとっては広域化の相手方である小さな本部に人員や車両が流れてしまうのではないかと、また、小さな本部にとっては大きな本部に消防力が集中してしまうのではないかと。

**考え方** 広域化前の消防サービスを低下させないことを前提に、最適な消防力の配置を検討することで、広域化によって初動の出動体制が充実します。このため、総合的にみると消防力の強化が図られます。

### ② 消防本部と市町村との関係

**懸念** 消防本部と関係市町村の防災部局や消防団との連携が取りにくくなるのではないかと。

**考え方** 市町村との連携については、各市町村と消防本部による協議会の設置や人事交流を行うことが有効です。また、消防団との連携については、消防署所に消防団との連絡調整担当を配置するなどによってつながりを維持することが重要です。

### ③ 具体的課題に対する意見の相違

**懸念** 広域化の方式や本部の位置、署所の組織体制などの調整事項が多岐に渡ることから、意見が一致せず調整できないのではないかと。

**考え方** 先例を参考にしつつ、国の消防広域化推進アドバイザー制度を活用したり、都道府県の支援を要請したりする方法が考えられます。

### ④ 財政負担のあり方

**懸念** 市町村の財政負担が増大するのではないかと。

**考え方** 財政負担の方法については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、その両方を勘案して定める方法などが考えられます。また、当面の間、現在の財政負担額を超えないように算定方法を工夫すること等により財政負担の増大を抑えることができます。

構成市町村で、地域の将来的な人口動態や消防力の見通しを踏まえ、消防力の維持・強化を図るという視点を共有した上で、十分に検討することが重要です。

### ⑤ 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担

**懸念** 消防広域化推進協議会を設置することとなりますが、その協議会に職員を派遣すると、従来の業務を行う職員が減り、事務負担が増大するのではないかと。また、広域化に伴う臨時的な経費が大きな負担になるのではないかと。

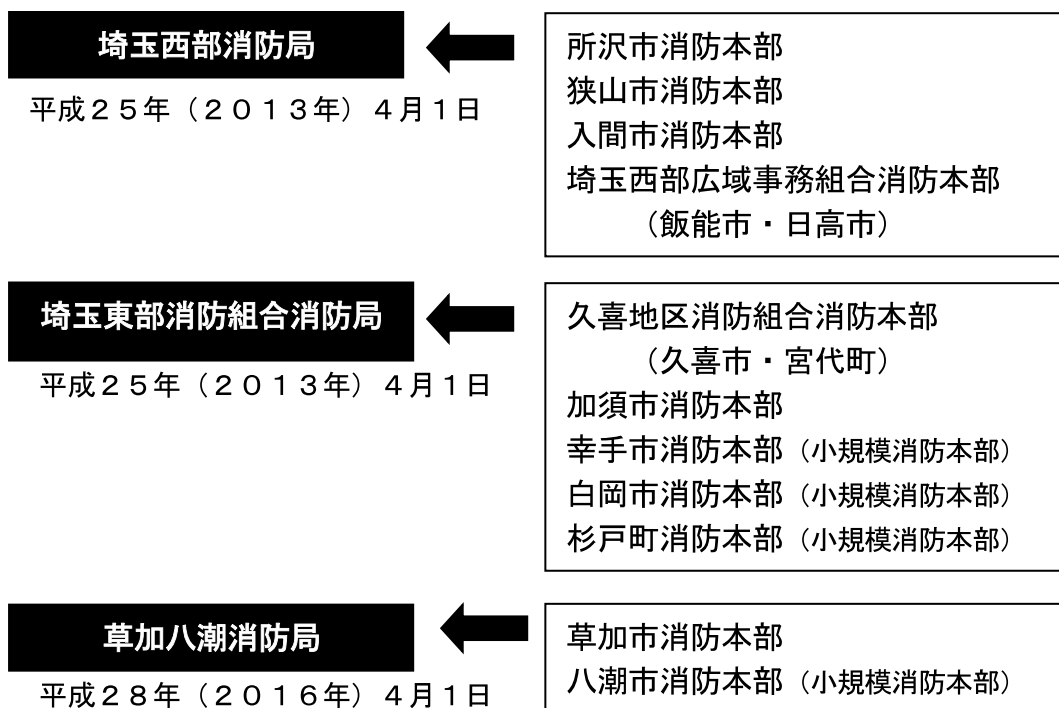
**考え方** 広域化に関する事務は一時的なものです。また、広域化に伴う臨時的な経費は、消防広域化支援措置として特別交付税措置が講じられています。

## 2 埼玉県内の消防広域化の状況

### (1) 消防広域化の進捗

#### ① 広域化を実現した消防本部

当初計画策定後、以下の3本部が広域化を実現し、36あった消防本部が27となりました。また、小規模消防本部は、当初計画時点で12本部ありましたが、現在6本部となっています。



#### ② 広域化重点地域に指定された消防本部

平成26年(2014年)10月、上尾市消防本部と伊奈町消防本部との間で消防広域化協議会が設立されました。県では、広域化重点地域に指定し、広域化協議会での議論の場に職員を派遣したほか、協議組織に要する経費の一部を負担するなど、協議会の進捗を支援してきました。現在も、消防広域化に向けた検討が続けられています。

図5 埼玉県内消防広域化の状況

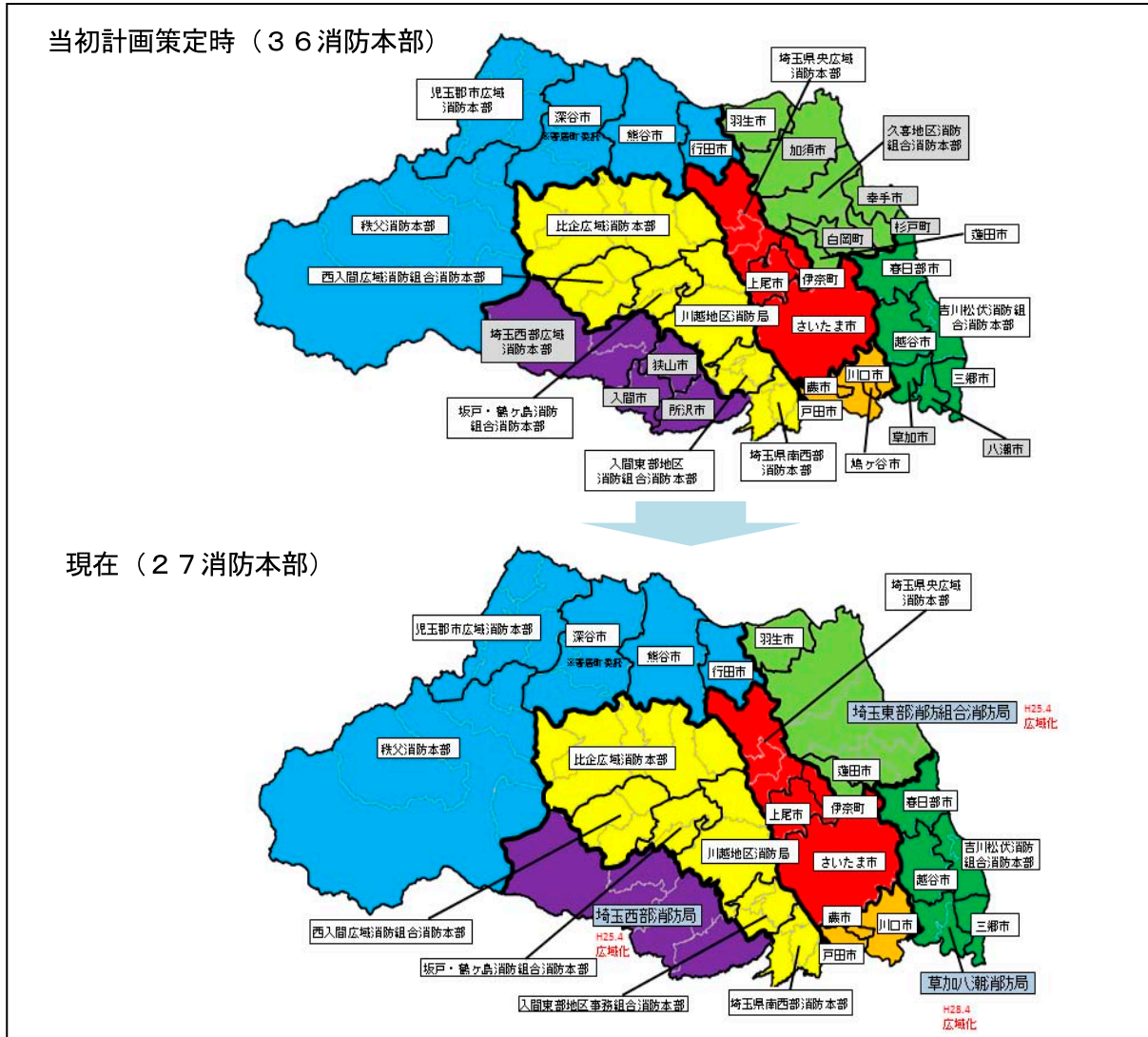


表1 埼玉県内消防本部数の推移

消防の規模	平成20年(2008年)4月1日現在				平成30年(2018年)4月1日現在			
	埼玉県		全国		埼玉県		全国	
	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比
小規模消防本部 管轄人口10万人未満	12	33%	486	60%	6	22%	431	59%
管轄人口 10万人以上30万人未満	18	50%	241	30%	13	48%	208	29%
管轄人口 30万人以上50万人未満	5	14%	52	6%	5	19%	54	7%
管轄人口50万人以上	1	3%	28	4%	3	11%	35	5%
計	36	100%	807	100%	27	100%	728	100%

## (2) 広域化した消防本部が得られた効果

広域化を実現した3消防本部では、以下の3点を消防広域化の効果として共通して挙げています。

### ①初動体制の強化 ⇒ 住民サービス向上

総職員数、車両数が増えたため、初動体制を強化することができました。火災出動において、初期の出動隊が多ければ、早期消火につながり、延焼を防止することができます。

埼玉西部消防局、埼玉東部消防組合消防局ともに、広域化前は初期出動が3～5台の消防本部がありましたが、広域化後には8～9台投入し、その後も順次増隊できる体制に強化されました。

### ②職員の再配置 ⇒ 人員配備の充実

総務や指令の機能を集約し業務を整理することで生み出された消防職員を、より現場に近い部署に再配置できました。

埼玉西部消防局では、46人の消防職員を配置転換することができました。これにより、指揮隊の隊員数を2人から4人に増員できたため、各活動隊からの情報収集及び各活動隊への指示伝達といった現場指揮が、より迅速かつ的確に行えるようになりました。さらに、高度な資機材と隊員を擁する高度救助隊や飯能市や日高市での山岳遭難に対応した山岳救助隊を新設するとともに、水難救助活動（潜水業務）を行う水難救助隊を編成しました。

埼玉東部消防組合消防局では、42人を再配置することができました。これにより、高度救助隊及び水難救助隊を設置したほか、新たに3つの指揮隊を設けました。

### ③高額設備の集約化、職員の研修機会増加 ⇒ 消防体制基盤の強化

高額な設備や使用頻度の高くない車両を集約化でき、経費を節減できました。

また、組織が拡大したことで職員の融通が利くようになり、より高度な技術や知識を得られる研修に参加できるようになったり、職員のモチベーションアップにつながる人事異動の選択肢が増えるなど、組織全体の活性化につながっています。

消防無線のデジタル化については、広域化前の消防本部で単独整備するよりも低廉な経費で整備できました。埼玉西部消防局では5億9千万円、埼玉東部消防組合消防局では4億6千万円の削減となっています。

表2 広域化した消防本部が得られた効果

① 住民サービス向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市境の現場への救急車到着時間が短縮</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 3～5台 → 9台出動に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.1.16 から指令を統合し直近方式に変更(市境の現場への現場到着時間が短縮)</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 5台 → 8台出動に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮(1分～2.5分)</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 7～10台 → 全区域10台に統一</li> <li>・待機部隊の確保(ポンプ) 0～1台→4台に拡充</li> </ul>

② 人員配備の充実

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から46人を現場に配置(当時の全職員数:866人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から42人を現場に配置(当時の全職員数:640人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から10人を現場に配置(当時の全職員数:329人)</li> <li>・乗換運用の救急車2隊のうち1隊を専従化</li> </ul>
業務の高度化・専門化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設</li> <li>・指揮隊の増員(2人→4人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水難救助隊、高度救助隊の新設</li> <li>・局内に救急課を設置</li> <li>・3消防署に指揮隊を新設し、4隊体制とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救助隊の新設</li> <li>・指揮隊・救助隊の人員を増員した。</li> </ul>

③ 消防体制基盤の強化

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複するはしご車、化学車の見直し</li> <li>見直し後、経費節減が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NBC部隊の専門化で資機材集約による節減</li> <li>・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えて機能向上</li> <li>・車両配置の見直しによる出動体制の効率化</li> <li>・市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消</li> </ul>
無線デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備に比較して5億9千万円の削減(総額17億4千万円→11億5千万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備に比較して4億6千万円の削減(総額13億5千万円→8億9千万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備と比較して5億2千万円の削減(総額7億9千万円→2億7千万円)</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員年齢構成の平準化</li> <li>・構成市の訓練施設(屋外訓練塔など)が利用可能に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員ローテーション活性化(異動先:4~11課署⇒23課署)</li> <li>・業務の専従化等による職員モチベーションの向上</li> <li>消防大学校等への研修派遣の機会拡大</li> <li>・資機材の共有</li> <li>・単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕</li> <li>・訓練施設の重点運用による訓練体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員年齢構成の相互補完</li> <li>・異動先の増加(5~9課署→15課署)</li> <li>・構成市の訓練施設が利用可能に</li> </ul>
-----	---	--	--

また、以下についても効果が認められます。

#### ④緊急消防援助隊としての出動機会

緊急消防援助隊は、大規模災害発生時に迅速かつ効果的な消火や救助活動を展開するため、国の指示で都道府県の垣根を超えて出動するもので、埼玉県大隊は平成7年(1995年)の創設から平成31年(2018年)3月までに、7回の応援出動の実績があります。

緊急消防援助隊での出動を通じて、自ら所管する地域が被災した場合の大規模な応援隊を受け入れる体制に活かすことができます。

一方、緊急消防援助隊の活動は被災地への往復も含め約1週間単位で行われます。この間も、派遣元消防本部は、管内で突発的に発生する災害等に対応可能な体制を維持しなければなりません。このため、消防力にある程度の余力がないと派遣することが難しいのが現状です。

広域化した消防本部では、緊急消防援助隊の登録隊数が増え出動機会も多くなるため、受援体制の的確な構築など消防力の強化につながります。

表3 緊急消防援助隊の登録隊数と出動実績

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30~50万人	管轄人口 10~30万人	管轄人口 10万人未満
消防本部数	3	5	13	6
登録隊数	平均30隊	平均13隊	平均6隊	平均3隊
出動実績	平均5.0回	平均2.6回	平均1.8回	平均0.2回



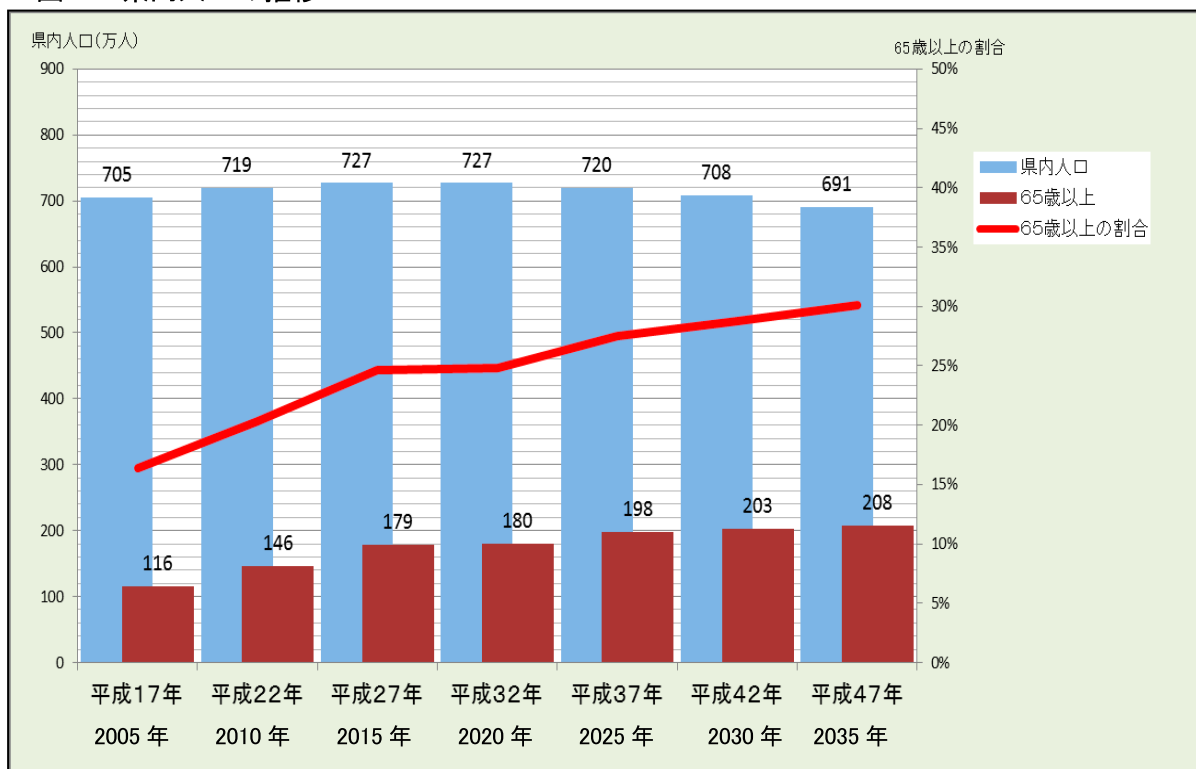
### 3 県内の消防需要の状況及び10年後ニーズの予測

#### (1) 人口動態の変化

埼玉県は、平成27年（2015年）の国勢調査では727万人です。また、65歳以上の高齢者は179万人で、県人口の24.6%を占めています。これは、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画が策定されたときに参考にした平成17年（2005年）時点と比較すると、総人口で3.0%の増、高齢者人口は、54.6%増と大幅な伸びとなっています。

今後の県内人口は、平成32年（2020年）の727万人をピークに、緩やかに下がるものと予想されます。平成47年（2035年）には700万人を下回り、平成27年（2015年）の4.9%減になる一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し、平成47年（2035年）には高齢者の割合は30%を超えるものと見込まれています。

図6 県内人口の推移



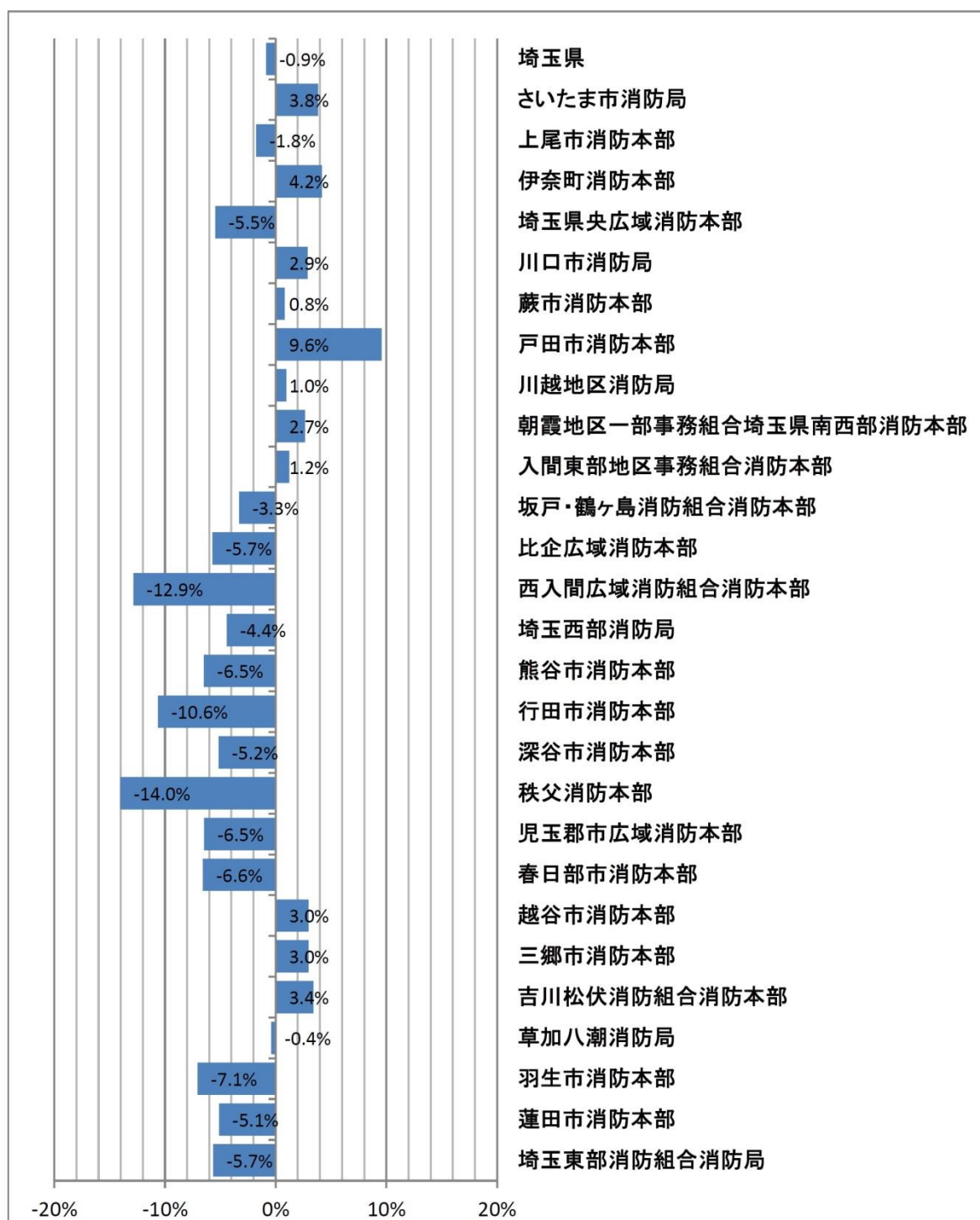
出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・平成30年版」

県内の消防本部ごとの人口の増減についてみると、平成27年（2015年）と平成37年（2025年）を比較すると、埼玉県全体でも0.9%の減少となり、3分の2の消防本部において人口が減少することが見込まれます。秩父消防本部は、管内人口の減少率が14%と著しく、平成37年（2025年）には小規模消防本部になることが見込まれます。

人口減少と高齢化の急速な進行により、生産年齢人口の割合は減少していくことが予想されています。生産年齢人口の減少に伴い、財源の確保もさらに厳しい状況になっていくと考えられます。

図7 消防本部別人口の推移予測

平成27年度（2015年度）を100%とした10年後の増減



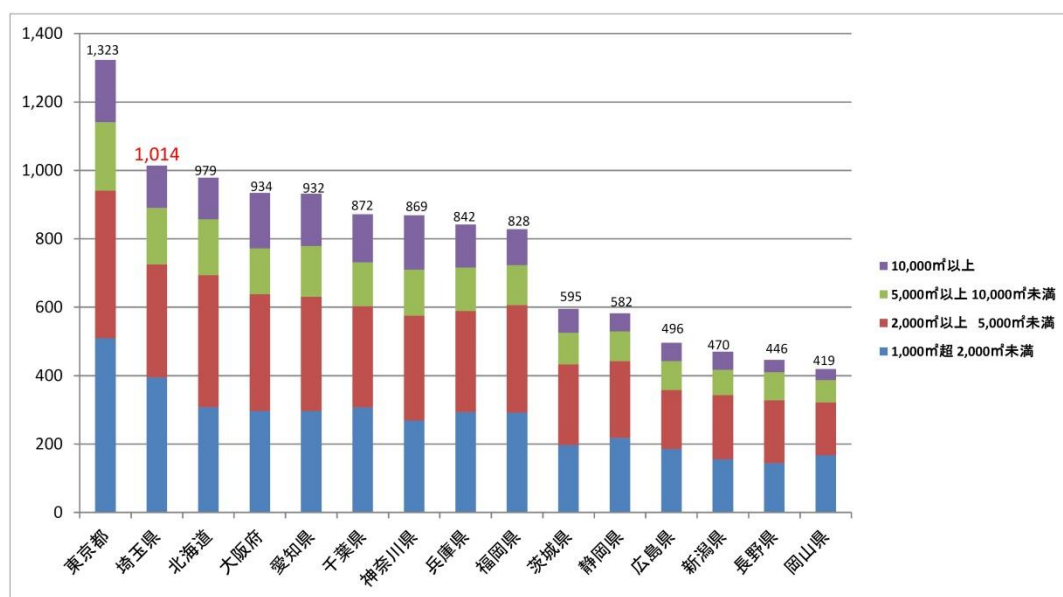
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・平成30年版」を基に試算した。

## (2) 火災出動

火災出動は火災自体の減少にともない長期的にやや減少傾向にあります。埼玉県内では、平成28年(2016年)を10年前と比較すると、2,780件から1,835件となり、ほぼ3分の2になっています。さらに、平成9年(1997年)から平成17年(2005年)までは3,000件前後で推移しており、この傾向が続いた場合、平成37年(2025年)には約1,500件になると推測されます。

一方、県内では大型集客施設や大規模倉庫の立地が進んでおり、立入検査など火災予防の取組を含め、こうした大規模施設での災害に対応していく必要があります。

図8 全国の大規模小売店舗数(上位15位まで)



出典：平成26年商業統計表(二次加工統計表)(平成28年(2016年)6月24日公表)



三芳町大規模倉庫火災(平成29年(2017年)2月16日)

### (3) 救急出動

一般に高齢者ほど救急搬送率は高く、高齢者人口が増えると、救急搬送が増える  
とされています。

平成28年(2016年)の埼玉県内の救急隊の出動は約34万件で、人口  
1,000人あたりに換算すると48件になります。平成37年(2025年)に  
は、37万件の出動と見込まれ、これを人口1,000人あたりに換算  
すると51件になります。救急搬送の需要の増加は、高齢人口の減少が始まると見  
込まれる平成50年(2038年)まで続くものとされています。

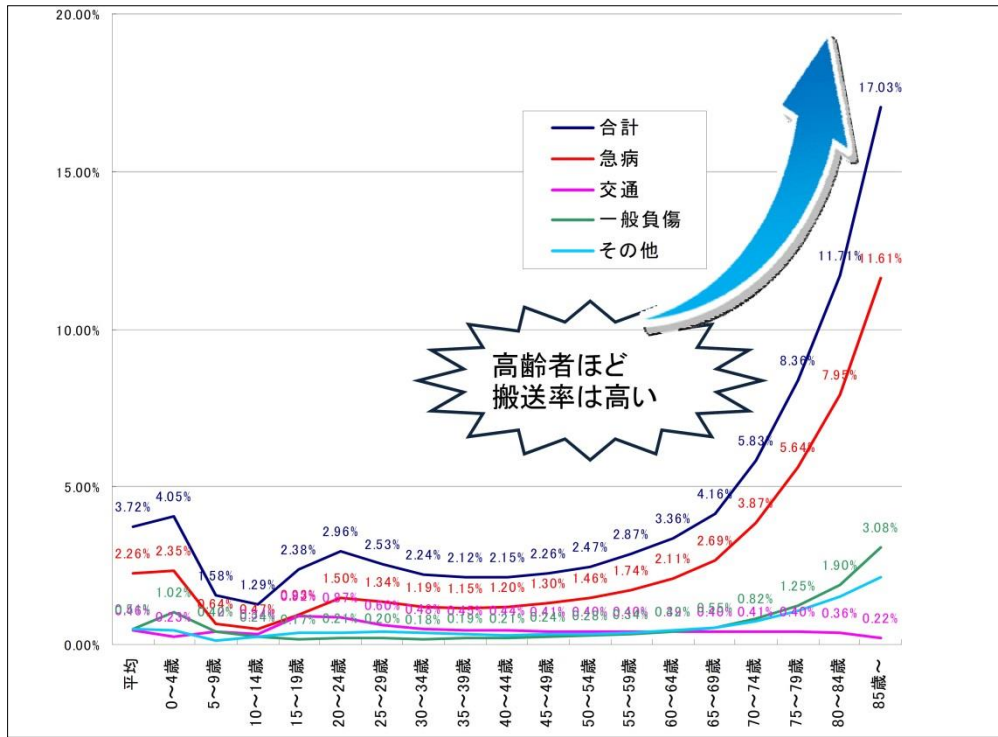
このまま救急事案が増加していくと、現状と同様程度の救急搬送体制を継続する  
ためには、救急隊の大幅な増隊が必要となります。

特に、小規模消防本部は、救急隊が少ないため、熱中症などで救急要請が増加す  
ると、近隣本部に応援を要請して対応することとなります。しかし、今後救急需要  
がさらにひっ迫してくると、近隣本部に応援隊を送る余力がなくなり、小規模消防  
本部の要請に応じられなくなる事態が考えられます。

### (4) 救助出動

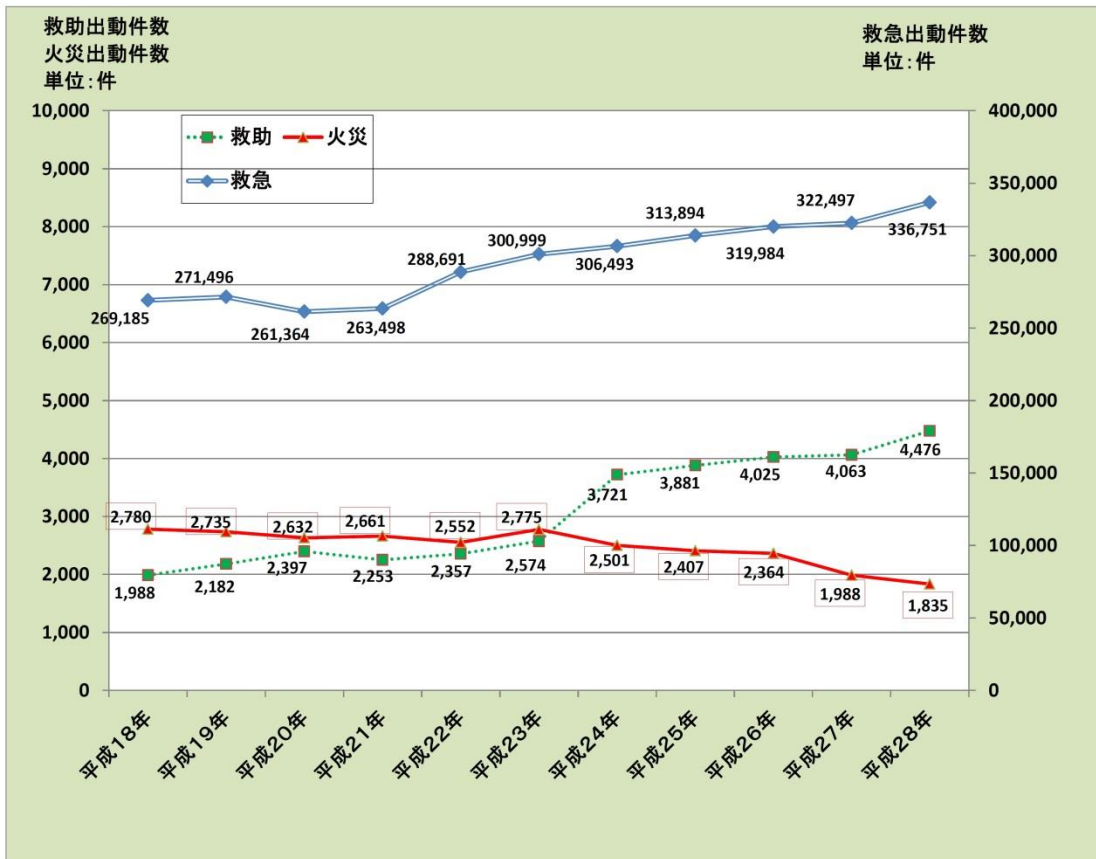
救助出動は平成18年(2006年)の1,988件が平成28年(2016年)  
には4,476件と2倍以上増加しています。要救助者が外から扉を開けること  
のできない建物の中にいる場合など、救急隊とともに出動するケースの増加がその主  
な原因と考えられます。今後もこの傾向は続くものと予想されます。

図9 年齢階層別搬送割合



出典：総務省消防庁「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」  
(平成28年2月)

図10 県内消防本部の出動件数の推移



出典 埼玉県「平成28年消防年報」(平成29年度)

#### (5) 災害の大規模化、多様化

近年、災害が大規模化、多様化しており、それらへの迅速な対応が求められています。

最も大きな災害としては、首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模地震が想定されます。政府の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内の発生確率は、首都直下地震で70%程度、南海トラフ地震で60～70%程度となっています。地震は、発生日時や規模の予測が極めて困難なため、被災状況に合わせた体制を迅速に整え、いち早く活動を開始することが難しい災害です。

その他、各地で頻発する集中豪雨により多大な被害が発生しているため、その対応も必要となっています。

災害の多様化としては、NBC災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)やテロ災害などが挙げられます。これらの災害は、短時間で多くの市民に被害が及ぶ可能性があるため、備えを強化していく必要があります。

#### 4 消防力カードにみる県内消防本部の現状と課題

##### (1) 消防力カードについて

基本指針に基づき、各消防本部は、自らの消防の現状と10年後を見据えた消防のあり方を分析した「消防力カード」を作成しました。

消防力カードには、消防職員の充足率や車両の整備状況などの消防本部における消防力の現況のほか、一般会計に占める消防費の割合、及び住民1人あたり消防費などの消防をめぐる財政状況が記載されています。

さらに、消防の現状・課題の分析と対応方針を記載する欄もあり、消防本部が何を課題としてどう解決して今後の体制をどう構築していくかを自己分析しています。

このカードは、消防本部だけでなく、市町村長や一部事務組合の消防本部にあっては構成市町村、市町村の財政担当部署に情報共有され、今後の消防体制のあり方を検討していくための基礎データとなります。

##### <消防力カード様式>

平成30年度 消防力カード		番号	郡市の名称	消防本部名	形態	種別	構成市町村 名称
1 組織に係る基礎事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
2 職員・隊に係る事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
3 消防施設に係る事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
4 消防活動に係る事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
5 消防防災関連計画・協定締結に係る事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
6 広報活動に係る事項							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
7 その他特異要因							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
8 管轄人口等の見直し							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
9 現状・課題の分析と対応方針							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
10 今後の消防体制について（総論）							
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階
消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階	消防本部 長官職階

##### (2) 職員、車両からみる消防力

消防力については、管轄人口50万人以上の消防本部（3本部）と30万人以上50万人未満の消防本部（5本部）、10万人以上30万人未満の消防本部（14本部）、10万人未満の小規模消防本部（6本部）に分けて平均値から分析しました。

消防職員の充足率においては、大規模消防本部の89%に比較して、小規模消防本部では69%となっており、災害初動時の対応に影響が出るおそれがあります。

ポンプ車などの整備率は、大規模消防本部も小規模消防本部でも差はありませんが、はしご車など高額な車両の充足率は、小規模消防本部の方が低くなっています。

救急車の整備においては、大規模消防本部の96%に対し、小規模消防本部では85%と、規模が小さくなるほど充足率が低くなっています。高齢化に伴う救急搬送の増加への対応が課題となります。

消防庁の消防力整備指針による整備率

① 消防職員

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30～50万人	管轄人口 10～30万人	管轄人口 10万人未満
消防職員	89%	80%	83%	69%

② 消防車両

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30～50万人	管轄人口 10～30万人	管轄人口 10万人未満
ポンプ車	82%	83%	93%	88%
はしご車	100%	97%	100%	67%
救急自動車	96%	90%	89%	85%

※消防庁の消防力整備指針

消防庁は、管内人口や面積、建築物の密集などを基に、管内の規模にあわせた標準的な署所数や車両や職員の整備指針を定めている。充足率は、指針に基づき算出された算定数に対し、どれくらい整備されているかを%で示した指標

(3) 財政運営

市町村の「一般会計決算に占める消防費の割合」と、「住民1人あたり消防費」の2つの指標により財政負担を比較しました。(消防本部の規模は、上記(1)と同様)

一般会計決算に占める消防費の割合では、大規模消防本部の3.5%に比べ、小規模消防本部は4.6%となり、消防費の市町村財政における負担が大きくなっています。また、住民1人あたり消防費についても、小規模消防本部は、大規模消防本部の1.2倍となっています。

人口減少社会においては、現状と同等レベルの消防サービスを将来にわたって継続して住民に提供するための財政負担が難しくなってきます。特に小規模消防本部においては、影響が大きいと見込まれます。

表4 消防本部の規模別消防費比較

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30～50万人	管轄人口 10～30万人	管轄人口 10万人未満
消防費／一般会計	3.5%	3.7%	3.8%	4.6%
住民1人あたり 消防費	11,335円	10,997円	12,456円	13,758円

出典：消防力カードを集計



#### (4) 消防の現状・課題の分析と対応方針

##### ①現状の分析

現有消防力について、通常業務に耐えうる消防力は有しているとする消防本部が多い一方で、災害の多様化及び大規模化、救急要請の増加、住民ニーズの多様化から、現状においてもマンパワー不足を課題に掲げ、対応策として消防の広域化は有効であり、消防の広域化に向けた取り組みを行うとする消防本部もありました。

予防業務など、高い専門性を求められる業務を担当する職員が、恒常的に不足している現状があり、こうした面への対応が必要だとする消防本部もありました。

##### ②人口減少・高齢化の影響

10年後に県内の3分の2の消防本部で管轄人口の減少が見込まれており、市町村財政に影響があることが予想されます。そうした中で、消防体制をどうやって維持していくかを課題と捉える消防本部が多数ありました。

また、高齢化の進行によるニーズの変化に関しては、ほぼすべての消防本部が、高齢化の進展に伴う救急件数の増加及び救急業務1件当たりに要する時間の増加を予測しており、その対応に懸念を抱いています。

比較的小規模な消防本部では職員や装備に限界があり、消防隊が救急隊も兼務する体制で対応しているところもあります。今後さらに救急要請が増加することにより、こうした体制では対応できなくなることが危惧されます。

##### ③消火活動

全県的な傾向として、消火出動の件数が減少していますが、特に小規模消防本部には、年間10件程度にまで減少している本部もあります。次世代を担う若年層に消火活動の経験を積む機会が少なくなることで、将来的に消防力の低下をきたすおそれがあるとしています。

##### ④対応方針

こうした現状について、消防広域化を実現することによって解決できないか検討が必要だとする本部は小規模消防本部を中心に少なくありません。3分の1近い消防本部は、将来的な消防力維持の困難を危惧し、広域化を検討すべきとしています。

また、指令機能の共同化などの消防の連携・協力の仕組みにより、消防事務の効率化を図り、消防体制の強化に取り組むとしている消防本部もあります。

## 5 消防広域化の推進

県内消防本部の現状及び課題、今後の消防需要などを考えると、規模が小さい消防本部であるほど、将来にわたって、質の高い消防サービスを県民に提供していくことが難しくなることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、市町村の消防広域化を引き続き推進していく必要があります。

### (1) 広域化のめやす

国の基本指針では、全県一区での広域化を理想的な消防本部のあり方の一つとして、管内人口30万人以上の規模を広域化の目標とするとされています。

一方、以下の視点から、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを生かせる規模の人口を有する消防本部の規模感は、ほぼ政令市程度であると考えられます。

#### ① 災害の大規模化・多様化への備え

前述のとおり、県内には延床面積50,000㎡以上の大規模倉庫が37カ所、大規模火災につながる危険の高い地域が149地域あり、大規模火災発生の可能性は県内至る所にあるといえます。

このため、各消防本部においては、初動体制の充実が必要となります。しかし、小規模消防本部は、大規模な災害発生時の初動段階で自らの本部の体制だけでは、十分な対応を取ることが難しい場合があります。

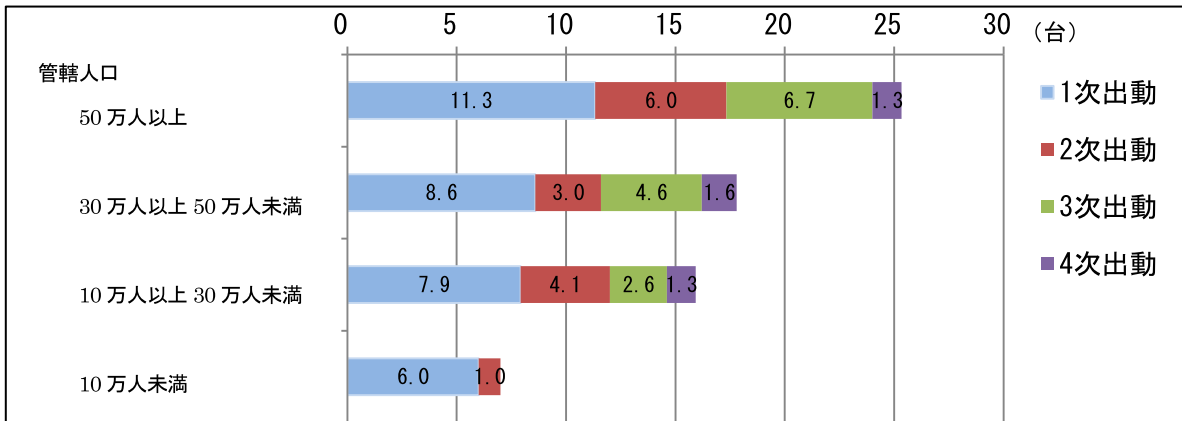
火災発生時の出動体制を例にとると、火災発生時に出動するポンプ車等の消防隊の数が多いほど、効率的に消火活動が実施でき、結果として早く火災を消し止められます。さらに、最初の出動で消防力が不足すると判断されることから、さらに部隊を増強できる体制が必要です。また、同時に2カ所で火災が発生した時に、それぞれの現場に十分な消防隊を出動させられるかどうかも重要です。

このような「分厚い」体制を有しているかどうかを消防本部の規模別に比べてみると、県内に3つある管轄人口50万人以上の消防本部では、平均して初動で11台の隊を出動させることができます。さらに、二次出動で6隊、三次出動で6隊、四次出動をかける体制まであります。

一方で、県内に6つある小規模消防本部では、一次出動で平均して6隊の出動が可能ですが、それ以上の体制はありません。また、管轄人口10万人以上30万人未満の中規模の消防本部においても、一次出動では8隊が可能、二次出動で4隊、三次出動で3隊と、小規模消防本部に比べれば厚い体制を敷いているといえますが、管轄人口50万人以上の消防本部には及びません。

こうしたことから、規模が大きくなるほど消防力が充実しているといえます。

図 1 1 火災発生時の出動計画



埼玉県消防防災課調べ

②高齢化社会への備え～急増する救急需要への対応

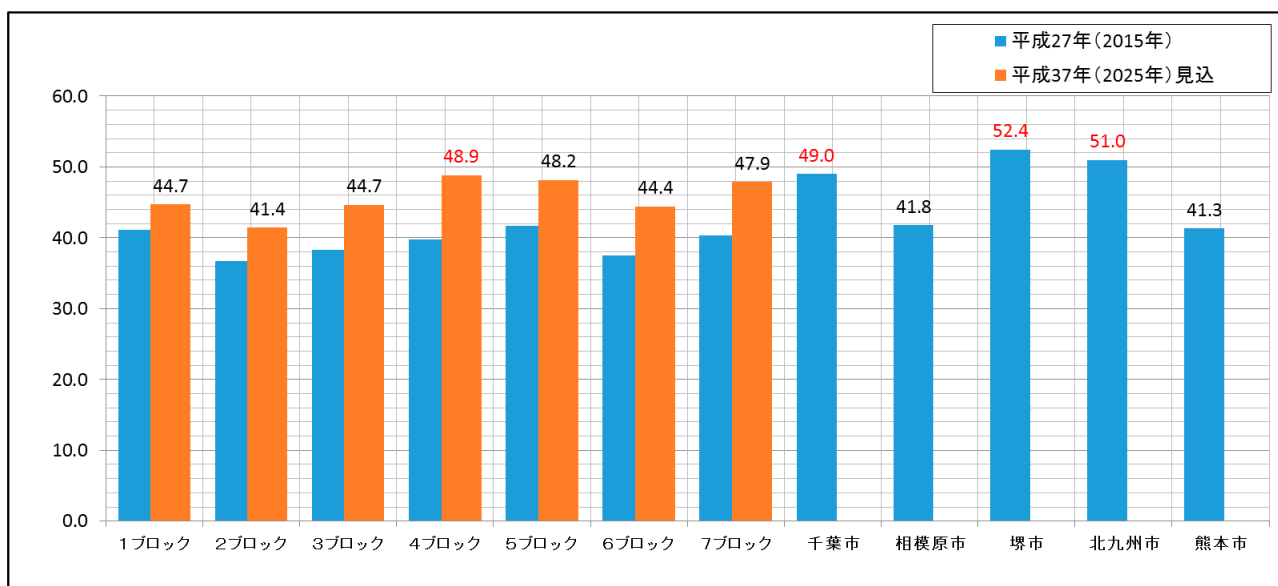
高齢化や独居化の進行にともなう救急需要の急増が見込まれています。

救急搬送の人員数を平成27年（2015年）の実績と、10年後の平成37年（2025年）の見込とを比較しました。現行計画の各ブロックが一つの消防本部に広域化した場合における人口1,000人あたりの搬送人員の試算です。

管内人口1,000人あたりの搬送人員数は、各ブロックとも増加し、その率は13～23%となりました。平成27年（2015年）は1,000人あたり平均39人でしたが、平成37年（2025年）には46人になることが見込まれます。最も高い第4ブロック（埼玉西部消防局）では、49人となります。

堺市、北九州市、千葉市では、平成27年度（2015年度）時点で本県の平成37年（2025年）に見込まれる救急搬送を実施しており、政令市規模の消防本部であれば、今後増大が見込まれる救急需要に対応した体制づくりを進めていけるものと考えられます。

図12 人口1,000人あたりの搬送人員数の試算～政令市との比較



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・平成30年版」、及び、消防庁「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方の検討会」の「年齢別搬送割合」を基に試算

## (2) 広域化対象市町村の組み合わせ

### ①ブロック数及び市町村の組合せ

将来にわたり盤石な体制で消防力を維持するため、本計画では、県内1ブロック化を理想的な形としながらも、県内を管轄人口が政令市程度の規模となるようブロックに分けて、消防広域化をめざすものとします。

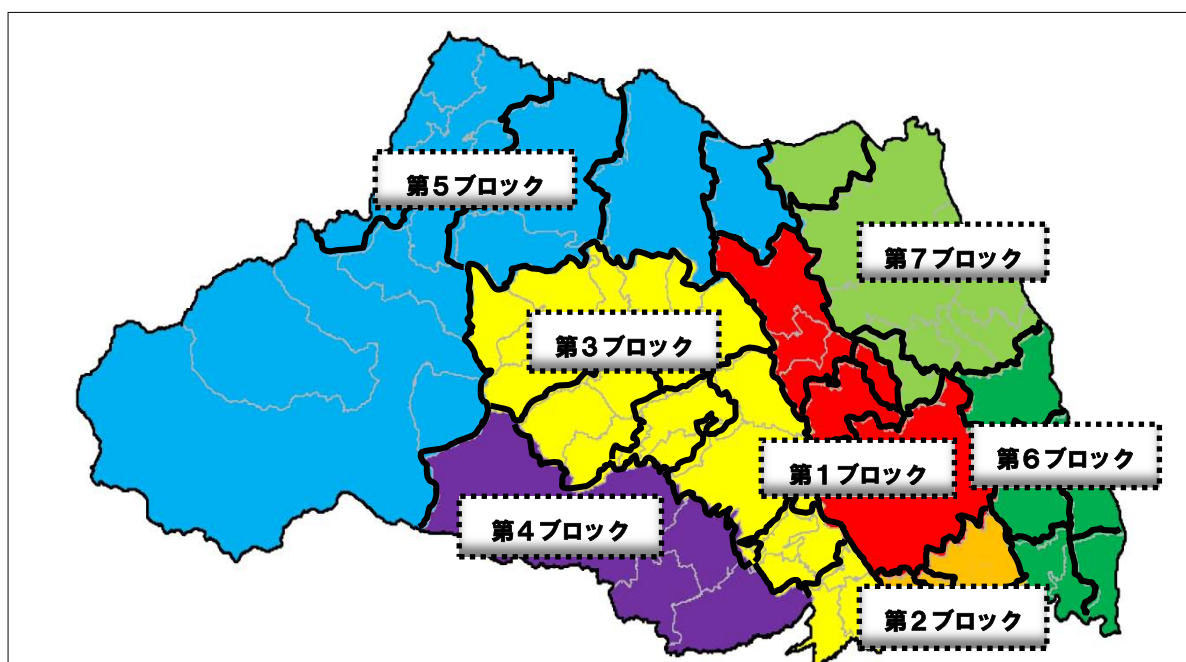
市町村の組み合わせについては、管轄人口や地域の状況とともに、平成20年度(2008年度)からの10年間、消防広域化について検討を重ねてきた経緯を踏まえ、図13 消防広域化対象市町村の組合せのとおりとします。

なお、「基本指針」では、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、本計画の推進期限までに広域化すべき組合せを定めることとしています。本県においては、前述のとおりこれまで図13に示す7つのブロックによる消防広域化を積極的に支援してきました。このうち1つのブロックでは、ブロックの全構成市による広域化を実現したほか、このブロックを基本として様々な形で広域化が進展し、現在も検討が進められています。

本計画は、各市町村の自主性を重んじつつ消防広域化を支援していくため、すでに各市町村に浸透している7つのブロックをさらに細分化することはせず、本計画推進期間を通じて、本県としておおむね10年後までに広域化すべき組合せである7ブロックでの広域化をめざすこととします。

なお、このブロックすべてが広域化を実現すると、埼玉県内の消防本部は、管轄人口、消防職員数ともに全国で30位以内の規模となります。

図 1 3 消防広域化対象市町村の組合せ



ブロック	消防本部	管轄人口	消防職員数
第1ブロック	さいたま市、上尾市、伊奈町、 埼玉県央広域（鴻巣市・桶川市・北本市）	1,815,904人	2,042人
第2ブロック	川口市、蕨市、戸田市	806,715人	767人
第3ブロック	川越地区（川越市・川島町）、 比企広域（東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・ 吉見町・ときがわ町・東秩父村）、 埼玉県南西部（朝霞市・志木市・和光市・新座 市）、入間東部地区（富士見市・ふじみ野市・ 三芳町）、坂戸・鶴ヶ島（坂戸市・鶴ヶ島市）、 西入間広域（毛呂山町・越生町・鳩山町）	1,517,260人	1,722人
第4ブロック	埼玉西部消防局（所沢市・飯能市・狭山市・入 間市・日高市）	783,064人	866人
第5ブロック	熊谷市、深谷市※、行田市、 秩父（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿 野町）、児玉郡市広域（本庄市・美里町・神川 町・上里町）	699,926人	947人
第6ブロック	春日部市、越谷市、三郷市、 草加八潮（草加市・八潮市）、 吉川松伏（吉川市・松伏町）	1,150,594人	1,268人
第7ブロック	羽生市、蓮田市、埼玉東部（加須市・久喜市・ 幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）	570,267人	816人

※ 深谷市は寄居町の消防事務を受託している。

管轄人口及び消防職員数は、総務省消防庁「平成29年消防防災・震災対策現況調査」から

表5 管轄人口上位30位（平成29年（2017年）1月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	管轄人口	
1	東京消防庁		13,414,657	
2	横浜市	○	3,731,096	
3	大阪市	○	2,691,425	
4	名古屋市	○	2,278,675	第1ブロック 1,815,904人
5	札幌市	○	1,947,494	
6	福岡市	○	1,556,369	第3ブロック 1,517,260人
7	神戸市	○	1,535,161	
8	京都市	○	1,474,344	
9	川崎市	○	1,473,729	
10	さいたま市	○	1,281,414	第6ブロック 1,150,594人
11	広島市	○	1,268,321	
12	仙台市	○	1,058,517	
13	千葉市	○	973,309	
14	北九州市	○	966,388	
15	堺市	○	902,192	
16	奈良県広域消防組合消防本部		898,797	
17	静岡市	○	892,497	第2ブロック 806,715人
18	浜松市	○	807,893	
19	新潟市	○	800,004	
20	埼玉西部消防局		783,064	第4ブロック 783,064人
21	熊本市	○	773,790	
22	岡山市	○	720,785	
23	相模原市	○	716,981	第5ブロック 699,926人
24	枚方寝屋川消防組合消防本部		642,404	
25	船橋市		630,937	
26	鹿児島市		597,375	
27	川口市		595,495	第7ブロック 570,267人
28	姫路市		584,055	
29	岐阜市		548,386	
30	衣浦東部広域連合消防局		527,853	

出典：総務省消防庁「平成29年消防防災・震災対策現況調査」

表6 消防職員数上位30位（平成29年（2017年）4月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	職員数
1	東京消防庁		18,497
2	横浜市	○	3,752
3	大阪市	○	3,490
4	名古屋市	○	2,323
5	札幌市	○	1,833
6	京都市	○	1,766
7	神戸市	○	1,545
8	川崎市	○	1,462
9	さいたま市	○	1,374
10	広島市	○	1,319
11	奈良県広域消防組合消防本部		1,282
12	仙台市	○	1,123
13	静岡市	○	1,048
14	福岡市	○	1,043
15	千葉市	○	1,002
16	北九州市	○	988
17	堺市	○	965
18	新潟市	○	936
19	浜松市	○	915
20	埼玉西部消防局		866
21	熊本市	○	826
22	相模原市	○	753
23	岡山市	○	735
24	枚方寝屋川消防組合消防本部		696
25	とちぎ広域消防局		693
26	埼玉東部消防組合消防局		645
27	船橋市		641
28	駿東伊豆消防本部		613
29	福山地区消防組合消防局		589
30	盛岡地区広域消防組合消防本部		577

出典：総務省消防庁「平成29年消防防災・震災対策現況調査」

## ②小規模消防本部の解消

県内に6本部ある小規模消防本部については、特に消防広域化の推進を後押ししていくものとします。

また、今後10年以内に管轄人口の減少に伴い小規模消防本部になることが見込まれる消防本部についても消防広域化に向けた検討が進むよう支援していきます。

## ③ブロックを超えた広域化

今後、上記①で示したブロックの枠を超えた形での消防広域化が進行した場合、関係市町村の意見を聴きながら広域化対象市町村の組合せを変更していきます。

### (3) 消防広域化の期限

国は基本指針において、平成36年(2024年)4月1日までに広域化を実現することを求めています。これに合わせて、平成36年(2024年)4月1日を計画期限とします。

#### ※参考 消防広域化の実施手順

消防広域化の実施手順を大きく分けると以下の4つになります。

本県で広域化を実現した3消防本部は、約5年間をかけて新たな体制をスタートさせました。

#### 1 消防広域化協議会の設立

↓  
複数市町村で消防広域化に向けての意思統一がなされたら、構成市町村長などをメンバーとする消防広域化協議会を設立します。なお、下部組織として、幹事会、専門部会をおきます。

#### 2 広域消防運営計画の策定

↓  
上記1の協議会において、「広域消防運営計画」を策定します。広域化の方式、組織形態、職員の処遇、経費負担、消防団等との連携などについて規定します。

#### 3 一部事務組合や広域連合の設立 または 事務委託契約の締結

↓  
具体的な事務手続きについては、広域化の方式により異なります。いずれの場合も、構成市町村議会の議決が必要です。一部事務組合や広域連合の場合、県知事あてに設立許可申請を行い、設立許可を受ける必要があります。

#### 4 その他

条例を含む例規の制定、予算の準備、議員の選出、住民への周知などがあります。



## 6 消防の連携・協力

### (1) 連携・協力の考え方と期待される効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力の確保・充実は喫緊の課題です。そのため、消防事務の性質に応じて事務の一部について複数消防本部による連携・協力の推進が必要であり、消防広域化に向けたひとつのステップとしても有効な方策となります。

国は、連携・協力の効果について、以下の点を挙げています。

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・職員の効率的な配置、現場要員の増強
- ・消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上

さらに、連携・協力を進めることで、

- ・職員間のつながり、意識の共有
- ・広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

など消防広域化を実現していくための下地が作られるとしています。

### (2) 連携・協力の具体例

#### ①高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の導入経費及び維持管理経費の節減につながる財政的な面で効果の高い取組であるといえます。

また、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立できることや、消防本部間で様式を統一することによって災害情報の統計資料としての活用も容易になります。

さらに、多くの消防本部で共同運用されれば、より高度な指令機器の導入が可能となります。指令業務が効率化され、指令スタッフが増えることから、災害発生時に多数の119番通報があった場合でも対処できる等の効果も見込まれます。

指令設備の整備とともに、管轄区域を超えて現場に最も近い署所の隊が指令を受けて出動する直近指令を導入すれば、現場到着時間の短縮にも繋がります。

県内では、以下の3地域で取り組んでいます。

- ・上尾市消防本部と伊奈町消防本部
- ・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部と西入間広域消防組合消防本部
- ・熊谷市消防本部と行田市消防本部

#### <高機能消防指令センターの全県一区運用について>

指令の共同運用は、一般的に、規模が大きいかほど高い効果が見込まれます。このため、国では、全県一区での運用を理想としています。

全県一区運用を実現するには、県内すべての市町村及び消防本部が指令の共同

運用を必要と考えることが求められます。

一方、指令設備の更新時期がまちまちであることから、全県一区での共同運用を実施する場合、一部の市町村では、更新予定時期よりも早く更新することになります。

ただし、毎年発生する維持管理費用、10年ごとにやってくる全部更新にかかる費用などを長期的に積算し、比較すると、更新予定時期よりも数年早いタイミングで指令の共同運用に参加した場合でも、必要経費の低廉化が期待できます。

まずは、近隣消防本部で指令の共同運用を進め、全県一区での共同運用への機運を高めながら、県内のほぼすべての消防本部からコンセンサスを得られた段階で、その実現に向けて具体的に検討を進めていくことが適切であると考えます。

表7 県内消防本部の指令設備更新の予定時期

広域化 ブロック	消防本部名	指令センター		消防救急デジタル無線	
		前回整備時期	次回更新予定	前回整備時期	更新内容
第1	さいたま市消防局	H29.3	H34 部分更新 H39 全更新	H27.9	全部
	埼玉県央広域消防本部	H25.2	H31 部分更新	H26.3	全部
	上尾市消防本部	H25	H36 全更新	H27.3	全部
	伊奈町消防本部				
第2	川口市消防局	H24.2	H30 部分更新 H35 全更新	H26.3	全部
	蕨市消防本部	H25	H31 部分更新	H26.2	全部
	戸田市消防本部	H27	H32 部分更新 H37 全更新	H27.3	全部
第3	川越地区消防局	H27.3	H36 全更新	H27.3	全部
	比企広域消防本部	H20	H35 全更新	H27.2	全部
	朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	H21.3	H33 全更新	H26.3	全部
	人間東部地区事務組合消防本部	H25.7	H30 部分更新	H26.2	全部
	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	H27	H34 部分更新	H28.4	全部
	西人間広域消防組合消防本部		H41 全更新		
第4	埼玉西部消防局	H25.3	H31 部分更新 H36 全更新	H28.3	全部
第5	熊谷市消防本部	H23	H30 部分更新	H27.2	全部
	行田市消防本部				
	深谷市消防本部	H29.2	H36 全更新	H27.2	全部
	児玉郡市広域消防本部	H22.3	H32 部分更新	H27.3	全部
	秩父消防本部	H30.7	H39 全更新	H27.3	全部
第6	春日部市消防本部	H27.2	H32 部分更新	H27.2	全部
	草加八潮消防局	H27.10	H32.33 部分更新	H27.10	全部
	越谷市消防本部	H29.2	H39 全更新	H26.4	全部
	三郷市消防本部	H24	H35 全更新	H25.4	全部
	吉川松伏消防組合消防本部	H28.2	未定	H26.2	全部
第7	埼玉東部消防組合消防局	H27.1	H32 部分更新	H27.1	全部
	羽生市消防本部	H28.3	未定	H27.3	全部
	蓮田市消防本部	H26.2	未定	H26.3	全部

## ②消防車両の共同整備

はしご車や特殊災害車両など使用頻度の高くない車両について、一定の圏域内で共同して整備することで、購入費・維持管理費を効率化することができます。県内での実績はありませんが、他県においては取組事例があります。

## ③境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近に署所を共同設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができます。

## ④予防業務の共同実施

予防業務は、火災原因の特定などの技術的な面や、違反処理などノウハウが必要です。また、火災を教訓に消防法の基準が改正されることも多く、その都度適切に対応していく専門性が求められます。

しかし、予防業務の高度化に対応した職員の育成には時間がかかります。予防行政の向上のために複数の消防本部で共同して管轄地域をカバーするなどの予防業務の共同実施が有効です。

## ⑤専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れ、専門性を高めることで、圏域全体の消防力の向上を図ることができます。

## ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の共同実施などの取組、及び効率的な応援を行うために必要な施設・車両・資機材の配備調整を行うことで、大規模災害発生への対応力を強化することができます。

## (3) 連携・協力対象市町村の指定

県は、指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村があれば、積極的に連携・協力対象市町村に指定し、その取組を後押しします。また、国の財政支援制度等について、情報提供を行います。

連携・協力の取組は多岐にわたることから、成功した事例などについて、市町村に情報提供を行います。

## 7 自主的な市町村消防の広域化推進のための方策

### (1) 県の取組

消防組織法において、都道府県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等を行うものと定められています。これを踏まえ、県では、本計画に基づき、消防の広域化の推進のために必要となる支援や県民及び関係者等への情報提供、普及啓発を行います。

#### ①広域化へ向けての支援

##### ・市町村向け説明会の開催

県は、市町村担当部局及び消防本部に対し、本計画の内容及び消防広域化の効果についての理解を深めるため、説明会を開催します。

##### ・広域化ブロック勉強会の開催支援

広域化ブロックごとの勉強会開催を支援します。

また、各ブロックにおいて消防広域化の阻害要因となっている懸念や課題を抽出し、その解決に向けて助言などの支援を行います。

#### ②消防広域化重点地域の指定

県は、消防広域化に向けた機運がある市町村を消防広域化重点地域に指定し、その自主的な取組を支援します。また、国や県の財政支援制度等について情報提供を行います。

#### ③広域化に取り組む市町村、消防本部への支援

##### ・職員の派遣

法定又は任意の広域化協議会等に対し、県職員を派遣します。

##### ・協議会等開催経費の支援

法定又は任意の広域化協議会開催にかかる事務経費の一部を補助します。

#### ④広域化後消防本部への支援

##### ・事務処理等実務への助言

広域化に伴う消防の行財政事務や一部事務組合等の再編・統廃合など事務全般に関する相談を受け、問題解決を支援します。

#### ⑤消防広域化についての情報提供

##### ・消防広域化に関する広報・啓発

県内消防本部の広域化について、県ホームページなどにより情報提供します。

#### ⑥広域化の進捗にあわせた計画変更

##### ・ブロックの枠を超えた広域化

本計画29ページの図13にて示したブロックの枠を超えた組合せの市町村間において、消防広域化の機運が高まり、消防広域化重点地域への指定が見込まれる状況に至った場合、県は広域化対象市町村の組合せを変更し、必要な支

援を受けられるようにします。

・連携・協力対象市町村の指定

指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村への連携・協力対象市町村の指定についても上記と同様の扱いとします。

## (2) 国が行う支援

国では、基本指針に基づき、広域化を実現した市町村に対する財政措置を講じています。

### ○消防広域化準備経費（特別交付税）

消防広域化の準備に要する経費を対象

適用例：広域消防運営計画策定経費、住民意向調査

### ○消防広域化臨時経費（特別交付税）

消防の広域化に伴い、臨時的に必要となる経費を対象

適用例：消防本部、施設の統合に伴う通信施設・設備に関する経費、本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費

### ○緊急防災・減災事業債（平成32年度（2020年度）まで）

広域消防運営計画等に基づき整備する施設等の整備費用を対象

適用例：消防署所等の増改築、高機能消防指令センター、消防本部の統廃合による効率化により、機能強化を図る消防用車両

### ○施設整備費補助金、緊急消防援助隊補助金

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備について、補助金の交付決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 国の財政措置（平成30年度（2018年度））

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成30年度）	
<b>市町村分（広域化）</b>	
<b>1 消防広域化準備経費【特別交付税】</b>	
消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。	
<b>2 消防広域化臨時経費【特別交付税】</b>	
消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。	
①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費	②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費	④その他広域化整備に要する経費
<b>3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】</b>	
(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）*	
(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築*	
(3) (1)、(2)以外の整備【一般単独事業債：充当率90%（通常75%）】	
<b>4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】</b>	
広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）*	
<b>5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】</b>	
広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備*	
<b>6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】</b>	
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。	
【※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。】	
<b>市町村分（連携・協力）</b>	
<b>1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】</b>	
連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター	
<b>2 消防用車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】</b>	
連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等	
<b>3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】</b>	
消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。	

※参考 広域化における財政支援の活用事例

広域化を実現した3消防本部では、県や国の支援制度を活用して、指令施設の統合、被服の整備、看板架替えなど広域化に伴う準備を、市町村の財政負担を抑えながら実施しています。

消防広域化に要した経費

	事業費 (千円)	主な内容	うち支援制度の活用 (千円)
埼玉西部消防局	1,111,320	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信指令施設の統合</li> <li>・ 内部事務システム変更</li> <li>・ 被服整備</li> <li>・ 無線周波数変更事務</li> </ul>	県補助金：40,000 防災対策事業債： 774,600 特別交付税：148,363
埼玉東部消防組合 消防局	1,355,529	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む)</li> <li>・ OAネットワーク統合</li> <li>・ 被服整備</li> <li>・ 内部事務システム変更</li> </ul>	県補助金：33,000 緊防債：1,274,700 特別交付税：26,569
草加八潮消防局	697,953	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む)</li> <li>・ 内部事務システム変更</li> <li>・ 被服整備</li> </ul>	県補助金：40,000 緊防債：604,500 特別交付税：25,919

※県補助金

県は、地域資源や強み等を生かして地域づくりに取り組む市町村に対し、「埼玉県ふるさと創造資金」により財政的支援を行っています。

上記の3つの消防広域化では、財務や給与などの共同処理体制のためのシステム構築が、市町村の効率的、効果的な行政運営に資する事業として財政支援の対象となりました。

埼玉県ふるさと創造資金

3 自治連携支援事業

【補助対象事業】 一部事務組合や複数市町村の新たな連携による共同処理体制の整備

【補助率】 2分の1以内

【補助限度額】 上限額 4,000万円（ただし、広域連携の視点から特に効果が高いと知事が認める事業については5,000万円）

埼玉県ふるさと創造資金の事業内容については、平成30年4月1日現在。

## 8 広域化後の円滑な運営の確保

### (1) 広域消防運営計画

消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮できるよう、一元的な部隊運用や出動体制の整備、及び構成市町村又は委託市町村（以下「構成市町村」という。）との意思疎通及び情報共有を行うことが必要です。

基本指針では、広域化対象市町村は、広域化に係る協議の際に以下の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとしています。

#### ①組合もしくは広域連合の方式による場合

- ・ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ・ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ・ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ・ 組合もしくは広域連合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

#### ②事務委託の方式による場合

- ・ 委託料に係る基本的なルール
- ・ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

### (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

#### ①消防団との連携の確保

消防団は、地域の密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号9）」の第37条に基づき、原則として、一市町村に一団を置くこととされています。

基本指針では、以下のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である、としています。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置・定例的な連絡会

## 議の開催等

- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

### ②防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが求められます。

基本指針では、以下の方策を参考としつつ、地域の実情に講じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である、としています。さらに、広域化に係る協議の際に以下の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとしています。

- ・ 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保